



一般廃棄物処分業許可証

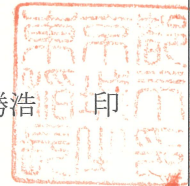
住 所 神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地

氏 名 株式会社アクト・エア

稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第52条第2項の規定により、
一般廃棄物処分業について、下記のとおり許可する。

令和6年11月11日

稲城市長 高橋 勝浩 印



記

- 1 業者番号 22
- 2 許可の有効期間 令和6年12月1日から令和8年11月30日まで
- 3 事業の範囲
(1) 一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物(食品廃棄物)
(2) 処分方法 堆肥化
- 4 許可の条件
①廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下法律)並びに、稲城市
廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(以下条例)を厳守し、
且つ市長の指示に従うこと。
②資源物の中間処理及び最終処分に関しては貴社施設、または、
貴社契約施設で対応すること。
③毎月、「一般廃棄物処分業実績報告書」により処分状況を報告
すること。
④申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が
次のいずれにも該当しないこと。
(1) 法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれか
(2) 条例第52条第3項第4号アからエまでのいずれか
⑤稲城市内で収集する一般廃棄物に限る。
⑥上記の許可条件に違反した場合、許可を取り消す。

備考

- 1 この許可について不服がある方は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、稲城市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この許可については、上記1の審査請求のほか、稲城市を被告として(訴訟において稲城市を代表する者は稲城市長となります。)、取消しの訴えを提起することができます。期日は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内です。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。